

※本案件、2015年8月12日に公示、2015年8月27日に再公示しましたが応募がなかったため再々公示します。

番号：150619

国名：ニカラグア

担当：社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト 終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月下旬から2015年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 O. 50M/M、現地 O. 63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	19日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月14日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	53点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	10点
④その他学位、資格等	18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ニカラグア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 :

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は
本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国では、2005 年には 104,103 件であった犯罪件数が、2010 年には 161,757 件と増加傾向にあり、治安の悪化が顕著である。また、これら犯罪被害者の 12%は未成年者であり、他方、加害者の 6.1%も思春期の青少年であると報告され、青少年が直面する社会リスクの大きさが深刻な問題となっている。更に、家庭内暴力・性的虐待等の告発件数も 2007 年の 29,489 件から 2010 年は 34,763 件へと増加した。これら被害者の多くは女性や子供であり、性暴力については 80%以上が家族や親戚、隣人など身近な人間によるものとされ、特に居住地域における暴力への恐怖を、ニカラグアの女性人口の 26%が感じているとされる。子供に関しては出生未登録や未就学の問題が存在し、6~14 歳の子供のうち 8.8%の男子、1.6%の女子が未就学のまま恒常的な児童労働に従事している。このように住民が社会リスクに直面する機会が増加する中で、ニカラグア政府においては、問題を未然に防ぐために、家族関係の改善と地域社会の再構築を念頭に置いた「予防」活動と、既に家庭やコミュニティで起きている問題への対応である「ケア」活動の両側面を包括的に提供する統合型の行政サービスを確立し、社会リスクへの対応を強化することが課題となっている。

JICA は、ニカラグア政府の要請により、2007 年 7 月から 2010 年 12 月末まで家族・青年・子供省（以下家族省）をカウンターパート機関とし、「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト（以下、「市民安全プロジェクト」）を、マナグア第 2 地区をパイロット地区として実施した。同プロジェクトは、行政とコミュニティの連携による社会リスク予防サービスモデルの開発を目的とし、1) 人材育成、2) 父母学校、3) 青少年活動、4) 生涯学習、5) 機関間ネットワークの 5 つの活動から成るモデルを確立した。このモデルの内容を取り纏めた「社会リスク予防サービスガイドライン」は、家族省の政策として導入され、今日もなお活動が継続的に実施されるなどして、地域における予防活動の定着がみられる。一方で、こうした予防活動に加え、家族省は、既に家庭やコミュニティで起きている問題への対応（ケア）業務の強化を求められているが、業務に関する運営基準が十分に整備されておらず、地域の予防およびケアの業務に従事する家族省技官の同業務に関する専門的な知識・能力が十分でなく、正確性や迅速性に欠け、適切な対応が出来ていない現状がある。また、コミュニティ分析の不足から各地域の社会リスク課題を技官自身が十分に把握しておらず、実際に住民が直面している社会リスク課題に対応できているのか不明である。家庭や地域に存在している多様な社会リスク課題に対応するためには予防とケアを統合した包括的な取組みが重要であり、家族省においてはこれまで開発してきた予防サービス活動に加え、同省技官の人材育成や業務改善を通じたケアサービス活動の強化を行い、両側面を統合した仕組みを作ることが喫緊の課題となっている。

このような状況からニカラグア政府は我が国に対し「家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施に係る協力を要請し、JICA は家族省をカウンターパート（C/P）機関として 2012 年 1 月から 2016 年 1 月までの 4 年間の予定で本プロジェクトを実施中であり、これまでに長期専門家 2 名（チーフアドバイザー、業務調整／ジェンダー主流化）の体制に加えて社会福祉、行政サービス計画策定支援、行政サービス評価支援等の短期専門家を派遣してきた。中間レビューにおいては、当初の計画よりも時間を要しているものの、それは本プロジェクトの成果の 1 つである業務指針・運営基準（案）作成にあたり家族省の「統合ケアモデル」との整合性を重視したためであり、結果としてプロジェクトの取組みが全国に展開する可能性が高まっていると結論づけている。現在も、2 名の長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整／ジェンダー主流化）を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2016 年 1 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事

業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。なお、和文から西文への翻訳については、国内準備期間を含め、JICAで手配する通訳が実施し、本業務従事者は翻訳された文書の取りまとめの支援を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年10月下旬～11月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、各種会議議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文）を作成の上、西語翻訳を依頼する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関等）に対する質問票（和文）を作成し、西語翻訳を依頼する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2015年11月上旬～11月下旬）

- ①JICAニカラグア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ニカラグア側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を元にプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びニカラグア側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（和文）を作成、西語翻訳依頼の上、取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びニカラグア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文）を作成し、西文翻訳依頼の上、取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（和文・西文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAニカラグア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2015年11月下旬～12月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（和文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参考願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年11月4日～2015年11月22日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括/社会保障 (JICA)
- イ) 協力企画/ジェンダー (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ニカラグア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

日本語↔西語の通訳を提供（国内準備期間の翻訳を含む）

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC／Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室（TEL:03-5226-8104）にて配布します。

- ・中間レビュー調査報告書（案）
- ・PDM（最新版）

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/d938a88fc56ab5ba492579640079e19e?openDocument>

・詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12079182.pdf>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上